

日本学術会議主催公開講演会

博物館が危ない！美術館が危ない！

指定管理者制度・公共サービス改革法の落とし穴 -



日 時 : 平成18年11月4日(土) 13:00~17:00

場 所 : 東京大学理学部1号館 小柴ホール

主 催 : 日本学術会議

後 援 : 自然史学会連合、日本考古学協会、日本古生物学会、日本植物学会、日本展示学会、日本動物学会、日本動物分類学会、日本博物館協会、日本分類学会連合、日本民具学会、日本民俗学会、北海道大学21世紀COE「新自然史創造」

目 次

プログラム	1
メッセージ(平山 郁夫)	2
講演要旨	3
博物館と指定管理者制度、現場から見てきたこと(前沢 和之)	3
ミュージアムと人文科学資料(樺山 紘一)	6
我々は次世代に「もの」を残す(馬渡 駿介)	10
博物館におけるサービスの本質と将来ビジョン(井上 洋一)	14
博物館・美術館と学術・文化行政の公共性(白藤 博行)	17

プログラム

13:00 開会・メッセージ

平山 郁夫（日本画家）

13:10 提題

青柳 正規（日本学会議会員、学術・芸術資料保全体制検討委員会委員長、
国立西洋美術館館長）

13:20 講演

前沢 和之「博物館と指定管理者制度、現場から見てきたこと」

樺山 紘一「ミュージアムと人文科学資料」

馬渡 駿介「我々は次世代に『もの』を残す」

井上 洋一「博物館におけるサービスの本質と将来ビジョン」

白藤 博行「博物館・美術館と学術・文化行政の公共性」

（休憩）

15:30 討論

司会 前田富士男（日本学会議会員、慶應義塾大学文学部教授）

司会 木下 尚子（日本学会議会員、熊本大学文学部教授）

前沢 和之

樺山 紘一

馬渡 駿介

井上 洋一

白藤 博行

16:50 提言にむけて・閉会挨拶

木下 尚子

17:00 閉会

< 総合司会 > 木下 尚子

メッセージ

平山 郁夫（日本画家）

私は三〇代のはじめからヨーロッパ、オリエント、中央アジアなど世界各地のさまざまな文化に接してきましたので、五〇年近くも文化行脚を続けてきたこととなります。この間に感じたことは、人類の発展が異なる文化の交流と接触によって実現されてきたということ、そしてこれからも文化の多様性をいかに維持するかということが人類の未来にとって大変に重要な課題であるということです。

過去の文化、現在の文化は、私たちの創造力をもっとも確実に飛躍させてくれる基盤であり、そうであるが故に、文化をまもり、文化の多様性を維持していかねばならないのです。文化を尊重するということは、ただ単に過去を大切にすることだけではなく、豊かで充実した人類の未来のために必要なことなのです。初等中等教育で自国の文化を教授し、美術館・博物館に芸術作品や歴史資料を展示し、世界遺産として有形・無形の文化財を保存しようとするのは、人々が文化の重要性を深く認識しているからであり、豊かで充実した人類の未来を望んでいるからなのです。

ところが昨今、国や地方で、財政難や行政改革を背景に、文化芸術の分野においても、市場原理の導入や、効率性・採算性を重視した施設運営などを求める声が聞かれるようになってきました。事実、地方公共団体では指定管理者制度を採用して、美術館・博物館の運営を企業にまかせるような例も生まれています。しかし、このような市場原理の導入は、美術館・博物館の活動を充実させ向上させるために考えられたのではなく、あくまでも財政赤字を減少させ、小さな行政府を実現するためだけに考案されたものなのです。

優れた文化を創造し、かつ継承するには、息の長い取組みと目先の利益にとらわれることのない長期的な展望が必要あり、そのことによって国や地域に計り知れない貢献を果たすのです。ですから、文化芸術を蓄積し、次の世代に継承するための組織であり装置である美術館・博物館は本質的に市場原理や効率性、採算性とは相容れることがないのです。そうであるにもかかわらず、強引に効率性や採算性だけを重視するなら、消費経済のための文化になってしまい、文化が本来的にもつ創造力や影響力を失ってしまうのです。

以上のような事柄を考慮しながら、豊かで充実した文化の実現に資する美術館・博物館のあり方を本日のこの講演会で是非検討していただきたいと思います。

講演要旨（講演順）

博物館と指定管理者制度、現場から見えてきたこと

前沢 和之（日本学術会議特任連携会員、横浜市歴史博物館課長）

1 日本の博物館の現状

- (1) 博物館数〔文部科学省・平成 14 年度社会教育調査による〕
5,363 館 [登録博物館 819 館、相当施設 301 館、類似施設 4,243 館]

入館者数（平成 13 年度総計）269,503 千人

- (2) 収蔵資料数〔日本博物館協会・平成 16 年度博物館総合調査による〕

1 館当たり平均値 = 人文系資料 39,004 点・自然系資料 30,385 点

（この他に図書資料・映像資料など）

指定文化財・天然記念物・希少野生動植物の収蔵 = 国指定文化財 454 館

（この他に都道府県・市町村の指定文化財など）

博物館は、地域の人々と資料にとって身近な存在である。

博物館は、住民共有の財産である学術・芸術資料、地域・環境資料のデータバンク<正倉院>である。

博物館は、《既に公開されている資料》《収蔵されたままの資料》《地域に埋もれている資料》を取り扱う。

博物館は、資料の《保存・継承》と《公開・活用》の相反する行為を本来業務とする。

資料に関する専門的判断を常に必要とする。 専門職員<学芸員>の存在が不可欠（博物館法「学芸員は必置」）。

2 指定管理者制度と博物館

- (1) 地方自治法（第 244 条の 2）の要点〔一部改正、平成 15 年 6 月 13 日公布〕

基本選択肢：直営または指定管理者制度

指定管理者制度での条件選択：

ア 指定の手続き・管理の基準・業務の範囲等を定める。

イ 期間を定める。

ウ 利用料金収受の可否。

選択の判断：地方公共団体<首長・議会>に委ねられている。

選定基準〔平成 15 年 7 月 17 日総務省自治行政局通知による〕

住民の平等利用の確保（公平性） 施設効用の最大化（効果性） 管理経費の縮減（経済性） 管理を安定的に行う物的・人的能力の保有（安定性）

博物館への適用では、各館の設置目的・地域の状況に応じた選択と指定条件の設定が可能〔『博物館研究』 435 所載「公立博物館に対する指定管理者制度の考え方について」の文部科学省生涯学習局社会教育課担当官による解説等を参照〕。

(2) 博物館導入の現状

導入および導入決定の館〔平成 18 年 6 月 第 13 回全国博物館館長会議資料〕

設置者	依頼館	回答館	導入前・現在					A 既に導入している	B 平成 20 年 から 導入 予定	C 時期は未定だが、 導入が決まっている	D 導入していない ことに決まっている	E わからない	F その他
			直営	財団委託		その他	記入なし						
				全面	その他								
県立	172	136	66	33	2	4	31	43	2	2	27	56	6
指定都市	65	46	18	16	3	0	9	22	1	0	6	16	1
市・区立	380	264	154	36	6	5	63	46	10	8	66	128	6
町村立	92	33	18	1	0	14	0	1	1	2	9	20	0
合計	709	479	256	86	11	23	103	112	14	12	108	220	13

回答 479 館 A : 既に導入 112 館 (23.4%) B + C : 導入が決定 26 館 (5.4%)
 < A + B + C = 138 館 (28.8%) >

導入前の管理形態と導入後の委託先〔同上〕

導入前の管理形態	館数	導入後の委託先	館数
直営	10	自治体の出資法人・公共団体	97
財団	90	民間事業者・NPO	6
その他	8	その他	6
無回答	4	無回答	3
合計	112	合計	112

導入前：財団 90 館 (80.4%) 直営 10 館 (8.9%)
 導入後：自治体の出資法人・公共団体 97 館 (86.6%)
 民間事業者・NPO 6 館 (5.4%)

導入は、急速に進んでいる。

平成 16 年 9 月では A : 既に導入 2.0%、B + C : 導入が決定 9.5% < A + B + C = 11.5% >〔日本博物館協会・平成 16 年度博物館総合調査による〕。

導入は、管理委託制度適用館 (全体の約 24%〔日本博物館協会・平成 16 年度博物館総合調査による]) から始まっている。

導入では、ほとんどの場合で自治体の出資法人 (財団法人 = 通称「外郭団体」など) が指定管理者に選定されている。

現状は、管理委託制度からの転換を中心に導入が進められている。管理委託制度の特性《職員が長期にわたって専門業務に従事できる》の解体と、それを担った団体の存廃《職員の解雇など》の問題が発生している。

(3) 博物館導入の問題点

「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」〔平成 15 年 6 月 6 日 文部科学省告示〕からの検証

例：第 4 条「資料を展示するに当たっては」に「確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること」利用者へのサービスとは《正確で詳細な資料と情報》(安定性)を《誰でもが使えるように分かりやすい形で提供する》(公平性)こと これを実現できる条件を選択しているか。

博物館の本来業務・社会的機能からの検証

《同一事業者が、適切な期間、安定した条件の下で業務に取り組める運営体制の確保》 指定管理の期間：現状は大部分が 3～5 年（東京都恩賜上野動物園・同多摩動物園は 10 年〔平成 18 年 6 月 第 13 回全国博物館館長会議資料〕）を選択 この期間の選択は、公共施設運営の《公平性・効果性・経済性・安定性》、資料の《保存・継承と公開・活用》、専門職員<学芸員>の《確保と育成》の面で合理性があるのか。

博物館が対象とする資料からの検証

《既に公開されている資料・収蔵されたままの資料・地域に埋もれている資料》 経済性を優先、利用料金収入を増大させる事業が優先される 諸活動の基盤となる資料の《所在調査・収集・調査研究・整理・保存》が軽視されることにならないか。

3 現場からの提言

指定管理者制度を導入する場合

実効ある指定期間の選択

10 年〔既存館〕～15 年〔新設館〕とする = 3～5 年と比較して、資料の《保存・継承と公開・活用》、専門職員<学芸員>の《確保と育成》において効果的で、制度運用にかかる経費総体の面からも合理性をもつ〔(社)全国ビルメンテナンス協会による「推奨指定期間」などを参照〕。

単独指定の採用

実績のある団体の人的資源・専門能力を活用する(JV の場合も含む) = 業務の基準による事業評価の実施、他の施策による団体監査制度を適用する〔例：横浜市の特定協約団体制度〕

直営の休眠施設・廃止候補館への適用

指定管理者制度に切り替える = 地域の団体などを指定管理者とし、人材<学芸員資格取得者・専門家など>・組織<学校法人など>の参加により《生涯学習機能の拡充・地域資源の活用》を図る。

指定管理者以外の制度を採る場合

地方独立行政法人への切り替え

《同一事業者が、適切な期間、安定した条件の下で業務に取り組める運営体制の確保》において、直営および指定管理者制度導入の現状と比較して効果性・安定性で勝る面がある〔例：大阪市が検討中〕

ミュージアムと人文科学資料

樺山 紘一（日本学会議会員、印刷博物館館長）

- 1) ここで考えるのは、ミュージアムに収蔵され展示される事物が、人文科学研究のための資料と、どのような関係にあるかという設問である。「人文科学」という限定のもとで、自然系の事物はべつとし、もっぱら人間活動の所産としてのモノ（事物）を取りあつかう。
- 2) ミュージアムに収蔵・展示されるのは、基本的には上述のモノである。ミュージアムは発生史的に、これらのモノの事物の吸引力（フェティシズム）もしくはその魔性に依存してきた。しかも、それはモノの皆悉的収集から分類にいたる一連の作業の産物でもある。近代人文科学は、その伝統に深くねざしながら、モノを分析対象としつつ、合理的な説明方法を開拓した。ミュージアムはそのための母胎であった。

他方これにたいして、モノの唯一性に依拠することを留保し、オリジナルにたいするコピーの制作が提唱が行われた。コピーは、当初は模造品（レプリカ）として、のちには図像や映像としての保存をめざした。現在では、デジタル画像などによる、より高度なデータベースが出現した。ミュージアムには、オリジナルとコピーとの双方の駆使によるモノ情報の処理が必要となっている。
- 3) ミュージアムは、現在にあって、歴史・考古学資料などを収蔵・展示する博物館と、おもに芸術作品に関わる美術館をふくんでいる。しかし、書物に関わる図書館や公私の文書に関わる文書館（アーカイブズ）も、広義にはミュージアムといってもよい。少なくとも、それらは書物や文書以外の資料を収集しており、上にあげたモノ（事物）性にも深い関連がある。ミュージアムのあり方を論ずるにあたっては、こうした幅広の対象を念頭におかねばならない。
- 4) ミュージアムの特徴的な課題のひとつは、多様な収集・収蔵品が、歴史的時間の系列のもとにおかれている点である。古物が珍重されるということばかりではない。継続的に収集が行われ、そのことによって時間価値が集積されること、展示は基本的には時系列に即していること、また時間の経過によって退化・劣化する恐れにも対抗して、その価値を維持・向上させることがミュージアムに求められる。時間価値への着目、尊重はミュージアムの生命線である。
- 5) 固有のミッションをもつミュージアムは、それを達成するために、当初は高度に専門化した完結体であることが必要であった。博物館・美術館あるいは図書館・文書館はいずれも閉じたシステムを構築することで、高度化を達成しようとした。その設置者がいずれであれ、堅固な建造物を擁したが、それは収蔵や展示の環境条件を具足するためと同時に、専門性の権威を保持するためにも、有用だったからである。しかしながら、

ミュージアムの運営当事者の意向にかかわらず、それが、社会的役割をふりあてられ、またユーザーとしての市民たちが、多様なニーズを向けはじめた結果、ミュージアムは「館」から「圏」へと脱皮せざるをえなくなった。社会空間への拡大が、ミュージアムに重層的な機能を求めるようになったのである。専門研究者や特異な好事家だけではなく、知的・美的関心を抱く市民がミュージアムを公共的機関として意識し、そのための活動を要請するにいたった。その延長線上では、自然系博物館をもあわせて、地域全体をミュージアム圏として理解し、創設・運営・利用の活動を展開しようという気運が、近年ますます増大している。これに対応して、ミュージアムの当事者も、積極的に顧客のニーズをとらえ、閉結した館から市民社会という圏の形成へという拡大に参画せざるをえなくなっている。こうした現状は、全体としてミュージアム運動と名づけることができる。国、自治体のもはもとより、元来は個人的・個別的興味・関心から出発した私立のものも、こうしたミュージアム運動と関わりを深めるようになってきた。あえていえば、市民社会や地域コミュニティは、ミュージアムを媒介として構成される文化的共同体という性格をあらわにしはじめた。これが、近年における大きな変化である。先進の市民社会ばかりではなく、いわゆる発展途上国にあってすら、ミュージアムや文化財をなかだちとして、国家や民族のアイデンティティを確認し、それを育成することが、重要な課題となってきた。

6) 以上のことに対応して、ミュージアムに収集・収蔵される資料の質も変化をむかえている。これまで、いずれかといえば稀少で、それ自体が学術的・審美的価値の高い事物が収納され・展示されてきたのであるが、そうした価値階梯は、自明とはいえないものとなった。ミュージアムには、記念物的価値を有するもの以外にも場があたえられる。むろん、収納スペースには限りがあり、そのためのコストや人手も多大なものがある。しかしながら、ミュージアムに収納すべき資料は、ますますその種類を増加させている。ことに、狭義の機関としてのミュージアムの外側には、膨大な事物が存在している。ことに、行政・産業・生活資料の集積の量は、きわめて巨大である。つまり、行政体や企業・生活者のもとにあり、保存や収集・整理に値する事物は、文書資料から生産・生活具にいたる広汎な領域を占めている。これらは、たんに放置されているものもあれば、一定の方式で収集、保存されているものもある。ことに、企業において収蔵・管理されている資料は、その学術上の価値からみても、無視できない。これらは狭義においては、正式のミュージアムとはよばれないものの、有意義な資料体として現存しており、私的に所有されているとはいえ、あきらかに公共財としての性格をもち、私的にも公的にも利活用が可能なものといえる。現代のミュージアムについては、こうした市民社会内に広く存在する資料をも包含するための制度や態勢づくりが求められている所以である。

7) 以上にみてきたようなミュージアムのあり方の変化に対応して、その資料体を学術上の目的で利用する学問のあり方にも変化が求められるようになってきている。とりわけ、人文科学関連の領域にあっては、既存の資料操作法に見直しが求められる。そこでは、

かねてから、書物文献や記載資料に中核的な素材・典拠が求められ、それゆえに、図書館・文書館が主要な研究の場とみなされてきた。しかしながら、これら文字記述資料は、人間の社会的・文化的活動の一部を構成するにすぎず、またその活動を表現する手段としても、一定の部分に該当するにすぎない。こうした事情への洞察からは、たとえば歴史学における図像資料や映像資料の重視が提起されるようになった。また、社会的事実の記載資料とならんで、口述資料の重要性が痛感されている。しかもそればかりか、ミュージアムに従来まで所蔵されてきたモノ(事物)についての分析や記載法にも新たな方法が提示されている。モノには言葉(コトバ)が宿っており、そのコトバを記載し、解読することが要請される。モノとコトバの解読のなかに、人文学のあらたな可能性と地平が拓かれていくであろう。ミュージアムは、そのためのきわめて有用な資料庫とならねばならない。モノを専門に取りあつかう考古学や産業史学ばかりでなく、人文科学のあらゆる分野にあって、ミュージアム資料の活用が必須となるはずである。ミュージアムが、先にみたように、たんに既存の「館」のなかに限定されず、市民社会の「圏」のなかに拡大し、行政・企業・生活者のもとにも成立するとなれば、こうした作業は、さらに広汎な領域にも及ぶであろう。これは、考え方によれば、資料のフィールドワークというべき作業である。このような人文学的方法的な構造変化こそが、その行き詰まりを閑知させる現状の打開につながるであろう。

8) ミュージアムは、18・19世紀に近代的機構としてヨーロッパで成立した際には、あきらかに啓蒙主義との深い関連をもっていた。ミュージアムは、知的機構として、市民社会の人びとに情報を提示し、教育と普及によって、より高い水準の知を実現しようとした。この啓蒙主義プロジェクトは、現在のミュージアムにおいても、正統的に継承されている。しかし、その啓蒙性は、もはや専門家が素人にたいして研究成果を伝達するという閉じた性格を維持するためのものではない。ミュージアムが市民社会に向けて開かれた機関となるにしたがって、人文科学はそのミュージアムをも仲介として、より広義の啓蒙力を具備しなければならない。専門研究への学習を指導するばかりの教育施設としてではなく、知の社会性や、生活文化への貢献を視野に収めた啓蒙性こそが課題となっていくであろう。

9) ここまでの議論を簡潔にまとめれば、次のようなことになる。現代にあって、2つの変化、もしくは変化の予兆がみられる。第1には、ミュージアムの役割や課題は、従来の閉じたシステムから、市民社会に広く開かれたシステムへと転換しつつある。第2には、人文科学のあり方についていえば、文献・文字記述を媒介とした分析ばかりではなく、事物や音声・形態など、多様な資料体を視野に収めようとし、全体としての構造変化を展望している。こうした状況のなかでミュージアム運動と人文科学とは、相互に刺激を交換しながら、その方向づけを豊かさと明瞭さに育てあげるという使命を負っている。

この現実認識をもとにして、現代にあって問題視されるミュージアムの制度的改編に

ついて、いくらかの注記を試みることにしたい。第1にミュージアムは、オリジナルなモノ(事物)のもつ魔性を十分に温存しつつ、またデジタル手法によるコピーをデータベース化する作業にも取り組まねばならない。それにはかなりのコスト負担が求められるとはいえ、ミュージアムにとって生命線であるとの認識が必須である。第2には、事物のもつ時間価値を適正に保存し、増進させるためには、きわめて長期にわたる特定された戦略が必須であり、中断や恣意的な方向転換は厳しく戒められねばならない。一般の企業体におけるように、状況に応じた戦術変更は、ミュージアムの時間価値とはあいられない。第3に、ミュージアム運動の広汎化は、研究や運営の当事者に、意識の転換を要請している。市民社会にたいする強い訴求力が鍵となる。これまでのミュージアムがややもすれば具備していた研究至上主義や、資料の機関的独占などは、現代にあってはミュージアムへのネガティブな行動とみなされる。かりそめにも、地位や雇用の保全のために、権限や資料の独占を主張したり、市民社会のなかでの孤立化を図ったりしてはならない。第4に、人文知のあり方の変化について、ミュージアムの研究・調査・展示・普及の当事者は、鋭敏な注意力を發揮し、あらたな局面に的確に対応し、それをリードして行ってほしい。旧来の知の座を保守するために、旧式なミュージアムの形態を墨守するようなことがあってはならない。以上のような考察をもとにして、現在行われているミュージアム改革論の論点を整理し、よりましな方向を検知できればと念じている。現在の論争が旧型のミュージアムの保守と、ミュージアムの課題を棚上げした経済合理性とのあいだの、不毛な論争に陥らないよう、願うのみである

我々は次世代に「もの」を残す

馬渡 駿介(日本学術会議連携会員、北海道大学大学院理学研究科教授)

文化としての「もの」を次世代に残すことは経済原理を越えて我々人間に課せられた最重要努力目標である。

「もの」は「情報」のもと

生物分類学という学問では、新しい種に関する研究成果を出版する折、バウチャー標本とその保管場所を特定することが研究者の義務として、国際的なルールである国際命名規約で規定されている。標本を残す義務があるのは、分類学的行為(この場合は新種としたこと)が、いつの時代においても限られた情報に基づく仮説であり、したがって、後の世にその標本に基づいて仮説を再検証する可能性があるからである。バウチャー標本は未来永劫その保管場所に保管され、いつの時代でもそれを手に取ることができることを、その保管場所を管理する組織が保証することになる。

そのバウチャー標本を大切に保管し、次の世代へ残すための機関とは主に博物館であり、そのことから、博物館の意義、重要性が明かとなる。

博物館と学芸員の役割

「もの」さえ残っていればいつでもそこから「情報」を取り出せる。「もの」から取り出した「情報」はまた「もの」に戻って検証できる。このからくりは博物館によって具現されている。博物館は「もの」を保管する機関である。博物館で「もの」を収集し、研究し、展示し、維持し、管理するのは国家試験に合格した専門職員である。

博物館の「現在」の役割である住民への展示や貸し出しサービスは、展示し、貸し出す「もの」が保管されていなければできないこと、また、「現在」展示されている「もの」は前の世代の学芸員が収集・研究し、維持・管理してきたものであるがゆえに、博物館は過去から未来へ向けて連綿と続く存在でなければならない。このように、博物館を時間的にとらえれば、「もの」の保管こそが博物館の大きな役割であることが理解できる。このことは、古くて壊れやすい貴重な資料は一般に展示されず、博物館の奥深くしまわれていることから明かであるし、世界的に見れば、展示をしない博物館が存在することからも納得できる。つまり、「もの」こそが博物館にとって一番大切であり、専門職員はその一番大切な「もの」を維持管理し研究する役目を担い、その結果として一般展示が実現するのである。入館者数で博物館は評価できない。

では、このような役割を持つ博物館はなぜ必要なのだろうか？ その理由は、一言で言えば、我々は「もの」を残すことで文化を継承したいからである。では、文化とは何か？

なぜ文化を継承するために「もの」を残す必要があるのか？ これらの問いに答える前に、まず、遺伝子について考えてみよう。「文化」以前に、人間は生物として、世代から

世代へと遺伝子を残してきたことは確かだからである。

遺伝子と自然淘汰

遺伝子の組み合わせが異なる個体には、それぞれ異なる淘汰圧がかかり、適応度の高い個体の遺伝子が残る。この場合、遺伝子を持った個体は「生きている」が、決して遺伝子が「生きている」わけではない。遺伝子に「意思」はなく、遺伝子が「増えたい」と望むわけでもない。誰かに命令されたわけでもないのに、個体の適応度を高める遺伝子は「自然に」集団中で数を増やしてくる。だからそのからくりを「自然淘汰」と呼ぶ。この長い年月かかる自然淘汰の過程で、遺伝子は個体から個体へと世代を越えて次々と受け渡される。一方、その過程において個体は次々に死んでゆく。死ぬ前に個体の一部である細胞を体外に出し、それが別のそのような細胞と合体すれば新しい個体ができる。その新しい個体もいつかは死ぬ。死ぬ前に個体の一部である細胞を体外に出し、それが別のそのような細胞と合体すれば新しい個体ができる……。遺伝子はその細胞の中に潜み、累々たる個体の屍の山を越えて時間的に次から次に個体から個体へと受け渡される。個体は必ず死んでゆくはかない存在であり、遺伝子は個体から個体へと受け継がれる永遠の存在である。こう考えると、遺伝子を次の世代へと渡す個体の役割が見えてくる。つまり、生物学的に見れば、個体は遺伝子を次の世代の個体へと受け渡す担体である。生物の個体は「生きている」のに、その生きる目的は遺伝子の側から見れば単にある期間遺伝子を入れておく入れ物としての役割しかない。しかし、遺伝情報を伝えるのには個体という担体が必要不可欠である。これはなにも遺伝子に限ったことではない。情報を伝えるには常になんらかの担体が必要である。なぜなら、情報とは常に担体の抽象化によって得られるものだからである。このようにみると文化もまた情報といいいい。それは時代時代の生活という場と、そこに生きる個人との相互作用が織り成す情報だからであり、ある時代のヒトの集団から別の時代の集団へと伝えられる情報だからである。すなわち、文化とは、そもそも「残す」、「伝える」、「継承する」といった性質を持ったものなのである。文化を残すことで、はじめて「人間はその他の生物とは違う」といえる。文化こそ人間が生物であることを越えて、遺伝子以外に次世代へ受け渡すことのできるものである。(よしんば、ヒトの遺伝子に文化を残すことが書かれていたとしても!)これが、文化とは何か?との問いに対する答えである。

いや、ちょっと待てよ、サルだって「芋洗い」という文化を次世代へ受け渡してきたではないか。文化を残すのは人間の専売特許ではない。そのとおりである。正確には、文化の担体としての「もの」を残すのは人間だけ、と言うべきである。言い換えれば、文化としての「情報」はサルも次世代へ残す。しかしその文化はサルの個体集団の変遷に従って失われてしまう。一方、人間は文化の担体としての「もの」を残し、その「もの」を通じて失われた文化に関する情報が得られるのである。文化としての「もの」を残す生物は人

間の他にいない。生物標本を例に上述したのは、「もの」さえ残っていればいつでも「情報」が取り出せることであった。「もの」は「情報」に勝ることは、生物標本以外にも、その他の文化資料、学術・芸術資料においても、次のように同様に主張できる。

情報こそ残すべきものか？

世の中情報化の時代である。文字情報はデジタル化され、数十巻の百科事典が1枚のDVDに収まる時代である。デジタル化された情報は圧縮でき、内容を劣化させずにいくらかでもコピーでき、三次元スペースを取らずに維持保存できる。全ての文字、音声、画像、映像がデジタル情報として記録でき、圧縮、コピーが可である。とすれば、例えば、生物学研究の成果を出版した雑誌は、その内容をデジタル化して出版社が保管すれば、図書館がそれらの雑誌を紙媒体のまま残しておく理由はなくなる。しかし、その雑誌を美術品として見れば話は違ってくる。明治初期に出版された雑誌は、その雑誌に書かれていること、つまりコンテンツ、そしてその表紙や挿絵等々、ほぼ完璧にデジタル化できる二次元的な面以外に、その綴じしろに使われている糊や綴じ糸の材質、紙質、紙の漉き方等々、デジタル化できない三次元的な「もの」の側面をもつ。10年後、100年後に量子コンピュータが発展し、物質の「完璧な」情報表現がコピー可能になったとしても、そのコピーの元となるオリジナルな「もの」の価値は下がることはない。いつまでたっても「もの」の一人勝ちである。さらに、画像や評論情報が残っていても、ピカソの絵画の本物が残っていないければ、それは極めて貧しい文化の継承であることは論じるまでもないであろう。これで、なぜ「文化」を継承するために「もの」を残す必要があるのか？ に答えたことになる。

「もの」は「情報」を正す

「情報」は「もの」から取り出す。取り出す技術が上がれば「もの」から新しい情報が引き出せる。「情報」の元は「もの」である。情報はごまかせるが、その情報の元となった「もの」が残っていれば見破れる。情報が氾濫し、どれが正しい情報か判断が付かなくなったばあいも、「もの」に立ち返れば解決する。標本が残っていたおかげでピルトダウン人事件は解決したし、地方の旧家の倉に遺されている「人魚」や「カップ」&とされる標本が偽物であることから、それらが想像上の生物であることを論じることができる。情報を証拠立てるものが無いばかりに様々な対立する情報がささやかれてきたことは、人類の歴史を見れば明らかである。豊臣秀吉が何々と言ったという情報は、秀吉の書いた手紙が発見されてはじめて信じるに足ることとなる。その手紙が失われていて、秀吉が何々といったという情報だけが受け継がれてきた場合、それが正しい情報であるかどうか確かめる方法はない。

結 語

すなわち、我々が次世代に残すべきは、お金でも情報でもなく、「もの」なのである。「もの」は過去の証拠、過去を語るタイムカプセルである。ところが、「もの」は扱いづらく、はかない。デジタル情報のように、容易に圧縮、コピーができない。しかも壊れやすいし、劣化する。意識して維持・管理しなければ簡単に失われてしまう。そのようなものこそ、我々が努力して、お金と労力とスペースをかけて、残すべきものである。我々が次世代へ残すべきは文化財としての「もの」である。そして、幸いにも我々は文化としての「もの」を保管する施設、それらを収集・研究・維持・管理する専門職員を擁した博物館を持っているのである。

現在、その博物館の存続が危機にさらされている。日本国はいわゆる「指定管理者制度」と「市場化テスト法」によって、国や地方自治体のもつ施設の見直しを計っている。昨今の景気の低迷に発した効率化の波がこうして博物館にも及ぼうとしている。しかし、文化資料としての「もの」を次世代へ手渡すという、ヒトが生物であることを越えて人間として行う行為が、経済的効率化にそぐうわけではない。そもそも文化の経済価値など、評価できよう筈もない。いくら分母が分かっても、分子となる経済価値がわからないでは効率化の評価など無意味である。文化の継承こそ、ヒトが人間になるために備えるべき品格であり、継承に不可欠な担体を保管することこそが、博物館が果たす役割なのである。

博物館におけるサービスの本質と将来ビジョン

井上 洋一(日本学術会議連携会員、東京国立博物館事業部教育普及課課長)

1 博物館におけるサービスの本質

博物館のサービスには、本物(実物資料)との出会いの場とその価値の提供、もてなしの心をもった職員の来館者への対応、施設の充実(レストラン、ミュージアムショップなどを含む)とバリアフリー化、各種教育普及プログラム(講座、講演会、ギャラリートーク、体験学習、鑑賞教育などを含む)の提供、博物館情報の提供、憩いの空間の提供など様々なものがあげられる。しかし、その本質はやはり博物館の「収蔵品」と「人材」に内存していると言えよう。

まず「モノ」ありき、という発想は、物質主義を助長し、権威主義、教養主義、強制主義を誘導し、人間性の喪失を招く。市民社会があって博物館が存在するのに、博物館があって社会がある錯覚にとらわれてはならない、といった警告も発せられている。確かに重要な指摘である。しかし、博物館で「モノ」(実物資料)を展示公開するからこそ、国民はその存在を認識し、それをもとに様々な文化活動を展開するわけである。博物館はその文化活動を支援する場であり、文化を守り継承する場でもある。したがって、博物館におけるサービスの本質とは、まず実物資料の「公開」と「保存」にあると言える。できる限りよい環境で来館者のためにそれを公開することが重要であり、広く国民に対し、その学術的価値や芸術的価値をわかりやすく提供する。そして人類文化の創造と学術研究の発展に等しく役割を果たす貴重な実物資料を活用し、よりよい環境で保存し、それを確実に次世代に伝える。これこそが博物館におけるサービスの根源なのではなからうか。そして、それを支えるのが「人材」である。公開の場、保存の場、研究の場、教育の場、情報発信の場、憩いの場といったそれぞれの場を作り上げるのは、まさに学芸員の責務であるが、その学芸員を育てるのは社会の責任でもある。なぜなら博物館は公共性を有した社会教育施設だからである。しかし、こうした公共性を有した博物館でありながら、現在「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」いわゆる「市場化テスト」の対象事業に晒される危険をはらんでいる。この法律の趣旨・理念は「簡素で効率的な政府」を実現する観点から、「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの不断の見直しを行い、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進、具体的には、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現(他方で、不要な公共サービスは廃止する)というものである。その改革の意図は理解できないものではない。ただし、これを博物館に当てはめた場合、いくつかの矛盾点が指摘できる。に関しては、政府はこれまでに

「文化国家、日本」を標榜してきたはずである。こと文化の問題は、我が国のアイデンティティーにかかわる重要な問題であって、決して民間に委ねるべきものではない。に関しては、官民相互の切磋琢磨は良いが競争入札はかえって国民から公共サービスを奪う結果につながる。そして に関しては、こうした制度の導入では「国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現」することはできない。したがって、博物館は市場化テストにはそぐわないのである。

2 学術・芸術資料を守るためのもう一つの危機

博物館における公開と保存の重要性は先に述べた通りであるが、この公開にあたっては、水面下で学芸員（保存修復家も含む）による弛まぬ実物資料の状態チェックが行われていることを忘れてはならない。その結果、修理が必要と判断されたものについては計画的に修理が行われ、展示に供されると共に、後世へ確実に引き継がれるための保存処置が施されている。しかし、こうした現場にも重大な問題が押し寄せている。

現在、絵画・書跡を中心とした国宝・重要文化財の保存修理は、国から選定保存技術保持団体として指定を受けている国宝修理装演師連盟に加盟している民間工房で行われている。連盟ではこれまでに加盟工房の修理技術者に対し、技術の研鑽を促し修理理念の構築や経営姿勢を問いながら連盟加盟資格の厳格化を図ってきている。さらに修理技術者資格制度の導入等により文化財の状況に対する的確な判断ができる質の高い技術者の育成にも取り組んでいる。こうした自発的に自己評価を推し進めながら文化財の修理にたずさわる業者もいればそうでない業者がいることも確かである。こうした状況下、近年、地方公共団体の発注する事業等では随意契約が廃止され、競争入札が導入されてきている。結果は、修理仕様書さえしっかり書けていれば、どこの業者でも一緒だろうと安価な業者に事業は流れていく。しかし問題は、この修理仕様書を的確に書ける発注者がどれだけいるかである。こうした入札制度が文化財保存修復事業へ画一的に導入されることによって質の悪い修理が横行し、後世への保存に悪影響を及ぼすことがあってはならないはずである。

3 将来ビジョン

「経済 VS 文化」という二元論は不毛である、と上山信一・稲葉郁子両氏は説く（『ミュージアムが都市を再生する』2003年）。経済と文化は密接な相互依存関係に入った。経済はそれ自身の維持拡大のために文化を必要とする。逆に文化の方も経済に貢献することによって資金や人材の基盤が広がる、という。重要な指摘である。人間はパンがなければ生きていけない。しかし、文化がなければ豊かな心は育たない。文化や文化財には経済とは別次元での価値が存在する。その異質な価値を相互に受容し高めあう努力が必要なのだろう。ただし、忘れてはならないことは教育と同様、自国の文化はその国自体がしっかり責任を持って守り育むべきであるということである。文化の継承性は営利を目的化する民間には保証されないものである。また、国家的信頼性に基づく文化外交

を展開できるのも国立としての博物館の存在があるからである。国立博物館はそれらを遂行する公共性の高い機関であり、その意味でも経済効率のみが優先される市場化テストの対象には決してそぐわないことを改めて強調したい。また、虫食いの博物館の事業を切り売りするのは博物館自体の空洞化を招く危険性をはらんでいる。こうした事態も避けなければならない。

今後、経済性や効率性ばかりでなく、国民のためにサービスの公共性を如何に担保するかがさらなる問題となろう。また、博物館の信頼性と継続性の確保、高水準なサービスを維持するためのスタッフの専門性の確保も必要不可欠である。そして私たちは国立博物館を国が責任を持って建設し、運営することで自国の文化や美術を守り、他のアジア地域の文化財や美術をも尊重して、「文化と美術を大切にすることが国民の心を豊かにする」という政策を打ち立てた韓国政府にも学ぶべきだろう。

博物館は、感性を養う場であり、心の教育の場でもある。また国際化における日本および日本文化のアイデンティティの模索の場、そして違った価値観の共有の場、文化創造の場でもある。この場を国民と共に活用し大切にしていけるべき任を私たち担っているはずである。

博物館・美術館と学術・文化行政の公共性

白藤 博行（日本学術会議連携会員、専修大学法学部教授）

1 博物館・美術館の民間化の背景

この間、国の独立行政法人制度、PFI、構造改革特区、指定管理者制度、地方独立行政法人制度など、「民間でできることは民間に」の大合唱のもとで、ありとあらゆる手法（NPM）を駆使しての形式的民間化・実質的民間化が進行している。

この現代民間化は、「経済的規制」の緩和・撤廃から始まり、「社会的規制」の緩和・撤廃の段階へ、そして「官製市場の民間開放」の段階へと進められてきた。この「官製市場の民間開放」を具体的に推進する法的道具が、PFI や指定管理者制度であり、これらのもつ限界を一気に超えようとするものが、いわゆる「市場化テスト法」（「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」）である。

行政法学者の中にも、この「市場化テスト法」を、『お役所仕事の改革』として高く評価するものもあるが、「公共サービス」を丸ごと市場化することは、たんに公行政の担い手の転換にとどまらない、「行政の公共性」・「国家の公共性」を一変する一大事であるのに、そんなに無邪気に善解してよいものだろうか。

2 博物館・美術館とこれにかかわる学術・文化行政の公共性

行政法学者・室井力が提唱する公共性論は、博物館・美術館等の公共施設やサービスの公共性を考えるうえで重要な手掛かりを提供していると思われるので、さしあたり室井の「行政の公共性」論にしたがって、博物館・美術館等にかかる学術・文化行政の公共性について考えてみたい。

第一に、博物館・美術館ないしはその資料そのものに、行政の対象に値するという意味での公共性があることは何人も否定できないであろう（いわば、「素材の公共性」ということになる）。第二に、この博物館・美術館といった「公の施設」（公物）に関する国民・住民の権利利益の公共性が問題とされねばならない（これを「権利利益の公共性」という）。すなわち、一方でこれらの施設に係る一部の企業的・市場的な権利利益が存在し、他方で国民・住民の施設の利用権が存在する。両者の関係を抜きに、博物館・美術館などの「公の施設」（公物）の公共性は語れないのである。ちなみに、博物館法、社会教育法、教育基本法は、その前文で、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確

立するため、この法律を制定する」と定め、とくに社会教育について、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない」と定めている。みごとに、室井のいうところの実体的価値的公共性(人間の尊厳、基本的人権の尊重)、手続的制度的公共性(民主主義)及び究極の目的としての平和主義が実定法化されている。

そして第三に、このような「素材の公共性」と「権利利益の公共性」を前提としつつ、それとの相関関係において、博物館・美術館にかかる学術・文化政策が行政の公共性を規定することになることも忘れてはならない。したがって、事柄は、公共サービスの効率化といった単純な問題ではなく、行政の対象、それにかかわる権利利益およびこれらに関連する政治・行政施策を個別的・具体的に検討したうえで、「民間化」の是非が結論づけられなければならないということになる。

3 公共性の担い手としての「公」と「民」の責任

この点、「市場化テスト法」が、あまりにも行政効率化法に偏りすぎてはいないか。これをもって本来の意味での「お役所仕事」の改革に役立つかどうかがかの問題の核心である。そして、博物館・美術館にかかる学術・文化行政が、そもそもこのような発想の民間化改革に巻き込まれていいのかが問題である。

行政の民間化の実際をみると、「公権力の行使」の「民間開放」を含めて、民間化の戦略も戦術も、実のところは何も見えない。博物館・美術館にかかる行政の行方についても、実は何に未来も見えないのである。ただ確かにいえることは、この間の規制緩和・民間化政策がセットになることで、わたしたち国民の生存に対する配慮あるいは予めの配慮を国家が放棄する事態が進行していることは確かである。ナショナルミニマムはすでに達成されたと公言し、いわゆる生存権の保障内容の持続的な向上を放棄しようとしている国家の政治・行政が、博物館・美術館といったわれわれの文化にかかわるが、多大の資金や過去と未来への配慮が必要な行政について、さらなる充実を図る文化政策を展開するとはとうてい考えがたい。

近時の行政改革の特徴が、「公共性」そのものの否定ではなく、「公共性」の担い手を「公」から「民」へ移し変えることにあるとするならば、「民」が担う公共性の正当性が当然に問われるべきである。すなわち、「公」行政の公共性を担保するために、行政手続きの適正化・透明化・公正化、情報の提供・公開、行政過程への国民参加といった法的統制の仕組みがようやく一定の水準に達したところであるが、「民」行政の公共性担保の法的仕組みは、まだまだ未知数である。たとえば指定管理者制度にかかる情報公開の実際をみても、きわめて不十分であることがわかる(全国市民オンブズマン『指定管理者制度調査報告』2006年9月)。「公」と「民」の責任の分担についての覚悟も体制も決まらないままの早計な行政の民間化、博物館・美術館の民間化には、十分な注意を要するところである。

日本学術会議主催公開講演会 博物館が危ない！ 美術館が危ない！

— 指定管理者制度・公共サービス改革法の落とし穴 —

1. 主催 日本学術会議

2. 後援 自然史学会連合、日本考古学協会、日本古生物学会、(社)日本植物学会、日本展示学会、(社)日本動物学会、日本動物分類学会、(財)日本博物館協会、日本分類学会連合、日本民具学会、日本民俗学会、北海道大学21世紀COE「新自然史創造」

3. 日時 平成18年11月4日(土) 13:00~17:00

4. 場所 東京大学理学部1号館 小柴ホール(定員150名、参加費無料)
(東京大学文京区本郷7-3-1 東京大学本郷キャンパス)

5. 趣旨

「簡素で効率的な政府・地方自治体」を目指す市場化テスト(官民競争入札)や指定管理者制度が広く導入される中で、博物館・美術館が、いま大きな危機に立たされています。博物館・美術館は、単純に効率的なサービスという観点からだけで運営されてよいのでしょうか。国公立の博物館・美術館にとって、それを利用する市民にとって「国民の立場に立ったより良質かつ低廉なサービスの実現」とは何なのでしょう。

学術・芸術資料は、人類文化の創造と学術研究の発展に等しく役割を果たす基盤的な文化資源であり、次世代に継承されるべき重要な遺産です。日本学術会議は、その保存・管理体制が、経済効率優先の対象とされつつある現状に強い危機感を抱いています。公共サービス機関としての博物館・美術館の本質的な役割に焦点を当て、その望ましい在り方を共に探るため、本公開講演会を開催するものです。

6. プログラム

13:00 開会・メッセージ

金澤 一郎 (日本学術会議会長) (予定)

平山 郁夫 (日本画家)

13:10 提題

青柳 正規 (日本学術会議会員、学術・芸術資料保全体制検討委員会委員長、
国立西洋美術館館長)

13:20 講演

前沢 和之 (日本学術会議特任連携会員、横浜市歴史博物館課長)

「博物館と指定管理者制度、現場から見えてきたこと」(仮題)

樺山 紘一 (日本学術会議会員、印刷博物館館長)

「ミュージアムと人文科学資料」(仮題)

馬渡 駿介 (日本学術会議連携会員、北海道大学大学院理学研究科教授)

「博物館における自然科学資料の本質」(仮題)

井上 洋一 (日本学術会議連携会員、東京国立博物館事業部教育普及課課長)

「博物館におけるサービスの本質と将来ビジョン」(仮題)

白藤 博行 (日本学術会議連携会員、専修大学法学部教授)

「博物館・美術館と学術・文化行政の公共性」(仮題)

15:30 討論・提言にむけて

司会 前田富士男 (日本学術会議会員、慶應義塾大学文学部教授)

司会 木下 尚子 (日本学術会議会員、熊本大学文学部教授)

前沢 和之

樺山 紘一

馬渡 駿介

井上 洋一

白藤 博行

16:50 総括・閉会挨拶

木下 尚子

17:00 閉会



◆参加申込方法：はがき、FAXまたはE-mailにて必要事項(氏名(ふりがな)・年齢・職業・連絡先電話番号・E-mailアドレス)をご記入の上、以下の問い合わせ先担当宛にお申し込みください。

【お問合せ・申し込み先】日本学術会議事務局企画課公開講演会担当 〒106-8555東京都港区六本木7-22-34
TEL:03-3403-1906 FAX:03-3403-6224 E-mail: info@scj.go.jp

【当日の連絡先】東京大学理学部1号館 小柴ホール TEL:03-5841-4570

* 定員(150名)となり次第、締め切りとさせていただきます。なお、定員に達しない場合は、当日も受付を行います。開催日までに定員に達した場合、受付に漏れた方にのみ、ご連絡を差し上げます。